認定こども園　郷原保育所重要事項説明書

１施設の目的及び運営の方針

（１）運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人　呉同済義会
事業者の所在地	呉市中央５丁目１２番２１号
事業者の連絡先	０８２３－２１－５３９５
代表者氏名	会長　三宅　清嗣

（２）施設の概要

種別		保育所型認定こども園						
名称		郷原保育所						
所在地		広島県呉市郷原町１９４６番地						
連絡先		（電話番号）　０８２３－７７－０３０４ （ＦＡＸ番号）０８２３－７７－１２３２						
施設長氏名		迫田　歩						
開設年月日		昭和２５年５月１日						
利用定員	年齢区分	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
	１号	―	―	―	３人	３人	４人	10人
	２号・３号	６人	７人	７人	10人	10人	10人	50人
	合計	６人	７人	７人	13人	13人	14人	60人
当園の基本理念・方針		～愛と信頼～ 幼児期は、心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。そのため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領等を踏まえ乳幼児の発達の特性を把握し、子ども自らが主体的な活動ができるような教育・保育の充実を図る。特に、当園では、自然の中で友だちと支え合いながら生活を共にする「元気なからだ　豊かな心」の育成を目指す。						

（３）施設の概要

敷地	敷地全体	１４６１．６４㎡
	園庭	６２９．２９㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート　２階建
	延べ	５８４．７５㎡

（４）主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	５室	みどり・き・あか・うさぎ・りす・ひよこ
沐浴室・調乳室	各１室	
遊戯室	１室	
厨房	１室	食品庫１
倉庫	９室	倉庫５　物入４
事務室等	３室	医務室１　更衣室１
便所	２か所	
リフト	１か所	

（５）職員体制（令和　８年　４月　１日　現在）

職種	職員数	常勤	非常勤	備考
所長	１人	１人	人	
主幹保育教諭	２人	２人	人	
保育教諭・保育士	１２人	７人	５人	
調理員	４人	１人	３人	
看護師	１人	１人	人	
用務員	１人		１人	
嘱託医	１人		１人	
嘱託歯科医	１人		１人	

（６）利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【１号認定子ども（教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前　９時３０分～１５時３０分（６時間）
預かり保育	平日	７時３０分～９時３０分 １５時３０分～１９時００分 土曜：　８時３０分～１６時３０分
	休日	土曜：　８時３０分～１６時３０分 夏季：　８時３０分～１６時３０分 （８月１３日～８月１５日）
休業日	日曜日・祝日	
	年末・年始（　１２月２９日～　１月３日）	

【２号・３号認定子ども（保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	７時３０分～　１８時３０分（１１時間）
	保育短時間	８時３０分～　１６時３０分（８時間）
延長保育	保育標準時間	１８時３０分～　１９時００分
	保育短時間	７時３０分～　８時３０分
		１６時３０分～　１９時００分
開所時間	月～金曜日	７時３０分～　１９時００分
	土曜日	７時３０分～　１８時３０分（１１時間）
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（１２月２９日～１月３日）	

（７）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	絵本代（乳児・希望者）	１か月	500 円
その他	日本スポーツ振興センター共済掛金	年額	240 円
	１号認定子どもの預かり保育に係る費用	8：30～9：30 15：30～16：30 上記以外 30 分毎 休業日(土曜日・夏季)	月額 5,000 円 100 円 １日 1,500 円
	１・２号認定子どもの主食費 １・２号認定子どもの副食費	１か月	1,000 円 4,500 円
	２・３号認定の子どもの延長保育に係る費用 標準保育時間（18：30～19：00） 短時間保育時間（7：30～8：30 16：30～19：00）	３０分ごとに	100 円
	児童会補填事業（小学１年生） 18：00～19：00 19：00 を過ぎた場合の延長保育料	３０分ごと ３０分ごと	200 円 500 円
留意事項	**※１号認定子どもは保育の必要ありと認定された場合、新２号となります。** 利用者負担額（月額保育料）は、上限 11,300 円（広域利用者は居住市町村の定めによる）まで無償となります。		

（8）支払方法

口座振替　（ただし、特別な事情がある場合は窓口での現金支払いも可）

（9）提供する特定教育・保育の内容

・子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況に応じて、特定教育・保育を提供します。
・サッカー教室で心身を鍛えルールを通じて協調性を養っていきます。
・英語教室で、外国の方との触れ合いを通して異文化に興味関心が持てるようにしています。
・呉市の給食献立を基に、月齢に合わせた離乳食の提供、アレルギーのある利用子どもに対しては医療機関と連携を取りアレルギー除去食の提供を行っています。また、その他、利用子どもの日々の体調に合わせた食事の提供を行います。

（１０）年間行事予定

月	行　事　内　容
４月	入所・進級の集い　保護者会総会
５月	遠足　　内科検診
６月	運動会　歯科検診　　カレークッキング　　交通安全教室 お茶会（年長・年中）　じゃが芋と玉ねぎと人参の収穫　　さつまいもの苗植え
７月	七夕会　　笹焼き会　　プール開き 午睡開始（年長・年中）　保育参観週間
８月	平和の集い　　プール納め　いらっしゃい１年生　午睡終了　保護者学習会 お茶会（年長・年中）　個人懇談会（全児）
９月	お店屋さんごっこ
10 月	秋の遠足　郷原町文化祭出展　　いきいきサロン いも掘り　　内科検診
11 月	おまつりごっこ　総合避難訓練　　焼き芋会　　玉ねぎ植え 歯科検診　　勤労感謝訪問　　生活発表会
12 月	餅つき会　　クリスマス会　　交通安全教室
１月	新年お楽しみ会　　個人懇談会（希望者）
２月	節分の集い　ほかほかごっこ　修了記念撮影　お茶会（年長）　保護者参観週間
３月	ひなまつり会　　思い出遠足（年長）　お別れクッキング じゃが芋・人参植え　　修了式

（１１）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【１号認定子ども】 ・施設整備及び人員配置可能な範囲で公正な選考を行います。また、配慮を要する子どもの受入れについても適切に行います。 【２号・３号認定子ども】 ・市が利用調整を行います。
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・１号・２号・３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・毎朝、ルクミ―で登降所等の情報の入力をお願いします。 ・登所後、熱が３８．０℃を越えた場合は連絡をさせていただきます。 ・薬を服薬する場合は、１回分を「薬に関する連絡票」につけて職員に手渡ししてください。 ・登園許可書が必要な感染症に罹った場合、登園許可書で登園可能の有無を確認させていただきます。 ・駐車場の利用については、「入所のしおり」をよく読んでマナーを守って駐車してください。

（１２）学校医・嘱託医

医療機関の名称	本田内科クリニック
医院長名	本田　和徳
所在地	呉市郷原町１６５０－１
電話番号	０８２３－７７－１５５５

（１３）学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	しげる歯科クリニック
医院長名	栗原　茂
所在地	呉市郷原町字地蔵平７２５１
電話番号	０８２３－７７－２５５２

（１４）緊急時における対応方法

入所している利用子どもに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、提出している緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等に速やかに連絡を行います。

【管轄する消防署】

消防署名	東消防署
所在地	呉市広古新開２丁目１－９
電話番号	０８２３－７４－８９０３

【管轄する警察署】

警察署名	広警察署
所在地	呉市広大新開１丁目５－６
電話番号	０８２３－７５－０１１０

（１５）非常災害対策

防火管理者	迫田　歩
消防計画届出年月日	平成２２年４月１日
避難訓練	毎月１回以上実施
防災設備	自動火災報知機　ガス漏れ探知機　その他、カーテン等の防炎処理
避難場所	（火災及び地震）　新堂平神社　　（水害）　郷原小学校
緊急時の連絡手段	電話等

（１６）相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	橋本　悠莉　・　手嶋　裕子	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	迫田　歩	所長
第三者委員	河野　隆司	０８２３－２５－７００６ 呉市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等の内容を受け付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、適切に対応し改善を図るように努めます。また、呉市からの求めがあった場合には必要な改善を行い呉市に報告します。

（１７）賠償責任保険の加入状況

保険の種類	施設所有（管理）者特別約款　　生産物特別約款
保険の内容	対人・対物賠償保険 訴訟対応費用担保特約条項保険　初期対応費用担保特約条項保険
保険金額	【対人賠償】　１事故につき最大　500,000 千円 １名につき最大　　50,000 千円 【対物賠償】　１事故につき最大　1,000 千円

（１８）個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

当園における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名　：　認定こども園　郷原保育所
住　所　：　呉市郷原町１９４６番地
説明者職名　：　所長　迫田　歩

私は、書面に基づいて、認定こども園　郷原保育所の利用にあたって重要事項の説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

保護者住所　：
児 童 氏 名　：
保護者氏名　：　　印（署名でも可）
児童から見た続柄　：